

# 道路鉄道連絡会の規約変更

---

# 和歌山県道路鉄道連絡会 規約(案)

## 和歌山県道路鉄道連絡会 規約(案)

### (名称)

第1条 本連絡会は、「和歌山県道路鉄道連絡会」(以下、「連絡会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 連絡会は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正(平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達)に基づき設置するもので、和歌山県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

### (協議事項)

第3条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整(点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等)に関すること。
- (2) 関係者との情報共有(損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等)に関すること。
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等)に関すること。
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする)

### (組織)

第4条 連絡会は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。

2. 連絡会には、会長及び副会長を5名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長、副会長は国土交通省近畿運輸局鉄道部**鉄道部技術・防災課長**、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長、和歌山県県土整備部道路局道路保全課長及び西日本高速道路株式会社関西支社和歌山高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

### (事務局)

第5条 連絡会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省近畿運輸局**鉄道部技術・防災課**、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所道路管理第二課、紀南河川国道事務所道路管理課、和歌山県県土整備部道路局道路保全課及び西日本高速道路株式会社関西支社和歌山高速道路事務所統括課に置く。

### (開催頻度)

第6条 年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

### (規約の改正)

第7条 本規約の改廃は会議で定める。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

### (附則)

本規約は、平成29年2月10日から施行する。

**本規約は、令和7年1月31日に改正する。**

# 和歌山県道路鉄道連絡会 名簿

(別表)

和歌山県道路鉄道連絡会 名簿

	所 属	役 職		所 属	役 職
会長	国土交通省近畿地方整備局	和歌山河川国道事務所長		印南町	建設課長
副会長	国土交通省近畿運輸局	鉄道部技術・防災課長		みなべ町	建設課長
副会長	国土交通省近畿地方整備局	紀南河川国道事務所長		白浜町	建設課長
副会長	和歌山県県土整備部道路局	道路保全課長		上富田町	建設課長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社	和歌山高速道路事務所長		那智勝浦町	建設課長
	和歌山市	道路管理課長		串本町	建設課長
	海南市	建設課長		西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部施設部	設計協議課長
	橋本市	都市整備課長		南海電気鉄道株式会社鉄道事業本部施設部(工務)	課長補佐
	有田市	建設課長		和歌山電鐵株式会社	鉄道部長
	田辺市	土木課長	オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局道路部	道路保全企画官
	新宮市	都市建設課長		国土交通省近畿地方整備局道路部	地域道路課長
	紀の川市	道路河川課長		西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	かつらぎ町	建設課長	事務局	国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 道路管理第二課	
	九度山町	建設課長		国土交通省近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 道路管理課	
	高野町	建設課長		国土交通省近畿運輸局 鉄道部技術・防災課	
	湯浅町	産業建設課長		和歌山県県土整備部道路局 道路保全課	
	広川町	建設課長		西日本高速道路株式会社関西支社 和歌山高速道路事務所 統括課	
	日高町	産業建設課長			